

## 「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会」会則

## (名称)

- 1 本協議会は、「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

## (趣旨)

- 2 協議会は、神奈川・静岡県境における道路ネットワークの更なる連携強化に向けた検討や情報共有等を行うため、設置するものである。

## (業務)

- 3 協議会は、前項の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 神奈川・静岡県境における地域の現状や課題に係る情報提供、情報共有及び意見交換
  - (2) 神奈川・静岡県境における新たな道路（伊豆湘南道路）の実現に向けた検討
  - (3) 住民等からの意見聴取に関すること
  - (4) その他、必要な事項

## (構成機関)

- 4 本協議会は、神奈川県、静岡県、小田原市、真鶴町、湯河原町、熱海市、函南町で構成し、会議の会員は、別表1に掲げるものとする。

## (事務局)

- 5 協議会の事務局は、神奈川県及び静岡県に置くものとし、協議会の円滑な運営にあたることとする。

## (オブザーバー)

- 6 会員は、必要に応じて、オブザーバーの参加を求めることができるものとする。

## (ワーキンググループ)

- 7 協議会にワーキンググループ（以下、WG）を置き、WGが具体的な作業を行うものとする。

## (分科会)

- 8 必要に応じて、分科会を置き、特定課題を検討することができるものとする。

## (その他)

- 9 この会則に定めることのほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会に諮り定めるものとする。

## (附則)

この会則は、令和2年12月22日から施行する。

(附則)

この会則は、令和5年2月24日から施行する。

## 会員

	所 属	役 職
神奈川県	県土整備局道路部	部長
静岡県	交通基盤部道路局	局長
小田原市	建設部	部長
真鶴町	まちづくり課	課長
湯河原町	まちづくりグループ	参事
熱海市	観光建設部	部長
函南町	建設経済部	部長

## オブザーバー

	所 属	役 職
国土交通省	横浜国道事務所	副所長
国土交通省	沼津河川国道事務所	副所長